

国民健康保険運営協議会の役割

1. 国民健康保険運営協議会の設置

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、市に国民健康保険運営協議会（国民健康保険事業の運営に関する協議会）を置く。（法第11条第2項）

2. 組織

(1) 構成

国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員各同数をもって組織し、被用者保険等保険者を代表する委員を加えることができる。委員の定数は条例で定める。（令第3条）

古賀市の委員の定数は各3人とし、被用者保険等を代表する委員は加えていない。（国保条例第2条）

(2) 任期

委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。（令第4条）

【任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日】

(3) 委員の位置づけ

委員は非常勤特別職の市職員であって、市長が任命する。

(4) 会長

会長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。会長に事故があるときは、会長選挙に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。（令第5条）

会長は、会務を総理し、会議の議長となる。（国保規則第4条）

3. 審議事項

国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申する。また、諮問がない事項についても勧告、建議を行うことができる。市長は、協議会の意見を国民健康保険の運営に関する重要事項の判断材料とする。

【審議事項（例）】

- ・保険税の税率、賦課・徴収方法に関すること。
- ・保険給付に関すること。

4. 会議の公開

国民健康保険運営協議会は、原則として会議を公開する。（情報公開条例第23条）また、会議録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員が署名（国保規則第8条）し、会議資料とあわせ市ホームページ等で公開する。

5. 開催

【令和3年度開催予定（案）】

※全回19時開会予定

	開催月	主な議題
1	令和3年 8月	会長選出、諮問、令和3年度予算
2	令和3年10月	令和2度決算報告、国保事業費納付金について
3	令和3年12月	仮算定納付金に基づく国保税の検討について
4	令和4年 1月中旬	本算定納付金に基づく国保税の検討について
5	令和4年 1月下旬	答申

6. 報酬等

- 報酬：開催毎に日額7,500円
- 費用弁償：開催毎に日額2,500円

【関係法令等】

法…国民健康保険法、令…国民健康保険法施行令
国保条例…古賀市国民健康保険条例、
国保規則…古賀市国民健康保険条例施行規則、
情報公開条例…古賀市情報公開条例